

【記入例】

様式第1（第8条関係）
（表面）

第一種フロン類充填回収業者の登録申請書
~~登録の更新~~

※登録番号	
※登録年月日	

〇〇年 〇月 〇日

愛媛県知事 〇〇 〇〇 殿

（郵便番号）790-〇〇〇〇
住 所 愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番地〇
氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 089-〇〇〇-〇〇〇〇

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項の規定により、
~~第30条第2項~~

必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の登録を申請します。
~~登録の更新~~

事業所の名称及び所在地				
名 称	株式会社〇〇〇〇 松山営業所			
所在地	（郵便番号）790-〇〇〇〇 愛媛県松山市××町〇丁目〇番地〇 電話番号 089-〇×〇-〇〇〇〇			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類				
回収の対象とする第一種特定製品の種類等		回収しようとするフロン類の種類		
		CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー		○	○	○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器		○	○	○
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品		○	○	○
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類				
充填の対象とする第一種特定製品の種類		充填しようとするフロン類の種類		
		CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー		○	○	○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器		○	○	○
フロン類回収設備の種類、能力及び台数				
設備の種類	能 力			
	200g/min未満		200g/min以上	
CFC用	台		台	
HCFC用	台		台	
HFC用	台		台	
CFC、HCFC兼用	台		台	
CFC、HFC兼用	台		台	
HCFC、HFC兼用	台		台	
CFC、HCFC、HFC兼用	台		1 台	

(裏面)

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 2 「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 5 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

松山 太郎

誓約書

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項に該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県知事 〇〇 〇〇 殿

住	所	愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番地〇
氏名又は名称		株式会社〇〇〇〇
代表者氏名		代表取締役 〇〇 〇〇

(別紙)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
施行規則第8条に基づく添付書類等一覧

1 申請者を特定できる書類

申請者が個人 → 不要（原則、住基ネットで本人確認を行います※）
※住基ネットの利用を希望されない場合は、住民票を添付願います。
※住基ネットを利用して、本人確認情報を利用することができないときは、改めて住民票の提出をお願いします。

申請者が法人 → 発行日より3ヶ月以内の登記事項証明書

2 フロン類回収設備の所有権等を有することを示す書類

購入の場合 → 領収書、納品書、販売証明書等の写し
賃貸の場合 → 賃貸契約書等の写し

3 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を示す書類

仕様書、カタログ等の写し

4 申請者が法第29条第1項各号に該当しないことを説明した書類

別添誓約書※

※住所、氏名又は名称、代表者氏名及び押印は申請書（表面）と同一でなければなりません。

※ フロン類の充填・回収に関し、「十分な知見を有する者」を証する書類の写しの添付は任意です。

5 登録申請手数料（県収入証紙）

5,000円（新規）

5,000円※（更新）

※更新手数料については、令和3年4月1日から5,000円に見直しを行いました。

→県収入証紙は、最寄りの銀行等にて販売しております。
（県外の事業者で、証紙の購入が難しい場合は、申請書と併せて郵便為替（普通為替、定額小為替）を送付願います。）
県収入証紙は、申請書（表面）の余白に貼付して下さい。

6 申請書提出窓口

事業所が県内：各保健所

（西条、今治、中予、八幡浜、宇和島の各保健所環境保全課又は四国中央保健所衛生環境課）

事業所が県外：県庁環境政策課

※記入上の注意

- 1 収入証紙は、申請書 1 枚目の余白に貼付して下さい。
- 2 住所、氏名は正確に記載して下さい。

法人の方は、登記事項証明書に記載しているとおりに記入して下さい。

また、個人の方は、住民票に登録しているとおりに記入して下さい。
- 3 フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品を回収の対象とする場合は、フロン類回収設備の能力が200g/min以上必要です。200g/min未満の回収機を複数台使用し、合計で200g/min以上となる場合でも回収の対象とすることができます。
- 4 フロン類回収設備の所有権を有することを示す書類については、申請書に記載した事業所に配備していることを確認できるようにして下さい。販売証明書等が発行された日以降に、フロン回収設備を移動した場合など、記載した事業所に配備していることが当該書面から確認できない場合は、移動等の内容について記載、証明していただく場合もあります。
- 5 複数の事業所を同時に申請する場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を事業所ごとに作成し添付して下さい。また、フロン類回収設備の所有権を有することを示す書類、フロン類回収設備の種類及びその能力を示す書類は事業所ごとに添付して下さい。